

就学支援金、学費補助金の申請をお忘れなく！

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。

申請を希望する場合、**学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。**

(昨年や、今年4月に申請した方も**再度手続きが必要**です。)

**補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分をご自身で確認しなくても申請いただくことができます。**

【所得区分と補助額】

	所得区分		授業料補助		入学金補助	補助上限額※6
	令和6年度の 「市町村民税の課税標準額×6%－ 市町村民税の調整控除の額」※1		①就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2		
年収目安(モデル世帯)※5	生活保護世帯	令和6年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 (通信制 171,000円)	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の 合算額」が0円 ※3				
	270万円～ 590万円未満	154,500円未満	118,800円+	349,200円	100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～ 700万円未満	203,100円未満				
	700万円～ 750万円未満	227,100円未満				
	多子世帯※4	227,100円未満				
	750万円～ 910万円未満	304,200円未満				
	多子世帯※4	304,200円未満				

- ※1 父母の合計額です。**年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。**
政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。
生徒の生年月日が平成20年1月2日から4月1日の場合は、計算方法が異なります。詳細はリーフレットP2をご確認ください。
- ※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
- ※3 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
- ※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
- ※5 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした**年収の目安**です。
- ※6 補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

◆ 授業料や入学金の返還方法は？

就学支援金や学費補助金は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。)

制度や所得区分の確認方法等については、

**「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
にまとめています**ので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r6-leaflet.pdf>

(リーフレット)



就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ 高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。

2 申請方法

(1) 既に就学支援金を受給している場合

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・ **学校が指定する方法**（e-Shien（高等学校等就学支援金オンライン申請システム）、口頭確認等）で申請の意向を学校にお伝えください。
- ・ **以前提出した申請内容に変更がある場合は、必ず学校に変更内容をお伝えください。**

- ・ 再婚、離婚、逝去等により**保護者等に変更があった場合**
- ・ **住所変更**（令和5年1月1日時点と令和6年1月1日時点の課税地が異なる場合）
- ・ **単身赴任**（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和5年1月1日時点と令和6年1月1日時点の課税地が異なる場合）
- ・ **海外赴任**（海外赴任に伴い、令和6年1月1日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）

等

e-Shien <https://www.e-shien.mext.go.jp/> (e-Shien)



(2) 就学支援金を受給していない場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。

学費補助金（県補助） ※ 生徒・保護者等とともに県内在住の方が対象

1 概要

年収約750万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本母校が県内設置）の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 申請方法

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

- ・ **紙での申請が必要**です。

【多子世帯の方のみ】

○ 健康保険証貼付台紙

- ・ 世帯年収約700～910万円で、**23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯**のみ提出が必要です。（対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。）

多子世帯向け支援を拡充しました

令和5年度まで	拡充	令和6年度から拡充
○ 年収約 800 万円未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化。	➡	○ 年収約 910 万円未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化 <年収上限引上げ> 。
※ 15歳以上23歳未満 の扶養している子ども（中学生を除く）が 3人以上 いる世帯		※ 23歳未満 の扶養している子どもが 3人以上 いる世帯 <年齢要件緩和>